

令和3年9月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和3年9月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和3年9月2日（木）午後3時開議
 - 2 場 所 市川市役所第2庁舎大会議室 1
 - 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 報告第16号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 - 報告第17号 令和2年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 - 報告第18号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の制定に関する臨時代理の報告について
 - 報告第19号 学習用タブレット等の購入に関する臨時代理の報告について
 - 5 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
- 1 報告第16号 令和3年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 - 報告第17号 令和2年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 - 報告第18号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の制定に関する臨時代理の報告について
 - 報告第19号 学習用タブレット等の購入に関する臨時代理の報告について
- 5 出席者
- | | | |
|-----|----|-----|
| 教育長 | 田中 | 庸惠 |
| 委員 | 平田 | 史郎 |
| 委員 | 島田 | 由紀子 |
| 委員 | 大高 | 究 |

委員	山元	幸惠
委員	広瀬	由紀

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	吉田	一弘
学校教育部次長	新部	操
学校教育部学校建設担当参事	佐原	達雄
教育総務課長	町田	茂幸
社会教育課長	荒井	義光
教育センター所長	小籠	宏

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	副主幹	三河	崇邦
//	副主幹	岩瀬	絢子
//	主査	新田	伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和3年9月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、報告4件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、大高究委員、広瀬由紀委員を指名いたします。よろしく願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、「報告」に入ります。報告第16号「令和3年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第16号、「令和3年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育に関する事務に係る部分）の臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の1ページから5ページをお願いいたします。「令和3年度市川市一般会計補正予算（第7号）」のうち、教育に関する事務に係る予算につきましては、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本条例案の内容には異議のないものとして、教育長が令和3年8月18日に臨時に代理し、同日付けで市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。それでは、4ページをお願いいたします。1. 歳入歳出補正予算についてでございます。初めに、歳出からご説明いたしますので、次ページの5ページをお願いいたします。第11款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費でございます。第7節報償費におきまして、宮田小学校の建て替えに係る基本構想・基本計画の策定について、文部科学省より「新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業」の採択を受けたことから、外部有識者の助言を得るための報償金、20万8,000円を計上するものでございます。次に、第18節負担金補助及び交付金におきましては、本年度は奨学金申請が例年以上になされ、本年度奨学生として基準を満たしているながら、当初予算額の上限を超えていたことにより、支給対象となっていなかった方にも奨学金を支給するため、316万8,000円を増額要求するものでございます。続きまして、第5項・学校保健費、第1目・学校保健費でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度の水泳授業を中止したことに伴い、第12節・委託料におきまして112万7,000円を、第13節・使用料及び賃借料におきまして384万7,000円をそれぞれ減額要求するものでございます。続きまして、第6項・社会教育費、

第1目・社会教育総務費でございます。第12節・委託料におきまして、同じく新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度の学校プール開放を中止したことに伴い、578万8,000円を減額要求するものでございます。第3目・公民館費におきましては、第12節・委託料につきまして、同じく新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度の公民館併設プールの開設・開放を中止したことに伴い503万8,000円を減額要求するものでございます。以上、歳出につきましては、合計で1,242万4,000円の減額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、143億5,157万6,000円となります。続きまして、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、4ページへお戻り願います。第14款・国庫支出金、第3項・委託金、第3目・教育費委託金でございます。第1節・教育総務費委託金におきまして、歳出でご説明いたしました宮田小学校建て替えに係る基本構想・基本計画の策定に係る財源について、文部科学省より「新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業」の採択を受けたことから、29万1,000円を増額要求するものでございます。続きまして、第18款・繰入金、第7項・大畑恣(おおはたとむ)教育基金繰入金、第1目・大畑恣教育基金繰入金でございます。第1節・大畑恣教育基金繰入金におきまして、歳出でご説明いたしました奨学資金事業の財源として、316万8,000円を増額要求するものでございます。以上、歳入につきましては、合計で345万9,000円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、38億6,337万1,000円となります。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、報告第16号を終了いたします。

続いて、報告第17号「令和2年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第17号、「令和2年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の7ページから9ページをお願いいたします。本市の決算につきましては、毎年度、9月市議会定例会に報告しておりますが、先ほどご説明いたしました報告第16号と同様に、本決算の内容には異議のないものとして、教育長が臨時に代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。それでは、議案の12ページをお願いいたします。恐れ入りますが、横向きにしてご覧いただければと思います。決算につきましても、歳出からご説明いたします。表の一番上の行をご覧下さい。教育費の合計欄となっております。第11款・教育費全体につきましては、当初予算額164億300万円に、補正予算額・流充用額等18億8,331万1,035円を加えた、182億8,631万1,035円が予算現額となり、これに対し、支出済額は、159億5,542万8,428円となっております。なお、翌年度繰越額は、17億5,111万8,700円となっております。予算現額から支出済額と

翌年度繰越額を差し引いた予算の執行残額である不用額は、5億7,976万3,907円、予算現額に占める支出済額の割合を示す執行率は、87.3パーセントとなっております。続きまして、不用額が生じた主な理由について、ご説明いたします。第1項・教育総務費、第2目・事務局費につきましては、時間外勤務縮減への取り組みや、緊急事態宣言による学校の休校や業務の一部縮減等により、職員手当等に3,582万8,857円の不用額がございました。第2項・小学校費、第1目・学校管理費につきましては、新型コロナウイルスに伴う休校や各学校での節電の取り組み等により、光熱水費に2,416万5,136円の不用額、また、主に繰越明許費により執行した工事について、契約差金が生じたため改修工事費に4,525万9,300円の不用額がございました。第3項・中学校費、第1目・学校管理費につきましては、小学校費と同様の理由により、光熱水費に1,823万5,791円の不用額がございました。第4項・学校給食費、第1目・学校給食費につきましても、新型コロナウイルスに伴う休校で、給食調理業務の委託日数が減となったこと等により、委託料に2,924万2,248円の不用額がございました。13ページをお願いいたします。第6項・社会教育費、第1目・社会教育総務費につきましては、時間外勤務縮減への取り組みや、緊急事態宣言による社会教育施設の休館等により職員手当等に2,005万2,344円の不用額がございました。第8目・青少年育成費につきましては、放課後保育クラブの運営に係る人件費精算において返納が生じたことなどにより、委託料に3,157万5,231円の不用額がございました。続きまして、10ページへお戻りください。歳入についてご説明いたします。こちら、横向きにしてご覧いただけますようお願いいたします。表の1番上の行をご覧ください。教育委員会の歳入合計欄でございます。当初予算額41億43万7,000円に、補正予算等14億2,153万5,285円を加えた、55億2,197万2,285円が予算現額となっております。また、歳入として徴収すべき額として決定した調定額に対し、実際に収納した収入済額は46億4,508万6,018円で、調定額に対し収入済額の割合を示す収入率は、98.2%となっております。不納欠損につきましては放課後保育クラブ保育料で生じたものでございます。収入未済につきましては、放課後保育クラブ保育料、入学準備金貸付金償還金及び奨学資金償還金で生じたものでございます。歳入についてのご説明は以上でございます。続きまして、14ページをお願いいたします。「令和2年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告（教育委員会分）」のうち、主な5つの施策についてご説明いたします。22ページをお願いいたします。「学校情報化研究事業」でございます。令和2年度は更なる教育のICT化を実現するため、タブレット端末及び大型提示装置の整備を行いました。続きまして、24ページをお願いいたします。「教職員勤怠管理システム事業」でございます。各学校に配布されている共用パーソナルコンピューターに勤怠管理システムのソフトをインストールし、出退勤時間を客観的に記録できるようになり、教職員の勤務時間の削減を図るため導入いたしました。次に25ページをお願いいたします。「義務教育学校整備事業」でございます。塩浜学園の小中一貫教育の効果を確かなものとするための環境整備を図りました。一体型の校舎は令和2年8月より供用を開始しております。次に26ページをお願いいたします。「院内学級校舎建替事業」でございます。老朽化が著しく、児童生徒の増加により狭隘となっていた国府台病院内の院内学

級建替工事を行い環境整備を図りました。新たな校舎は令和2年9月より供用を開始しております。最後に37ページをお願いいたします。「史跡維持管理事業（文化財多言語解説等整備事業）」でございます。本市の貴重な文化財の価値を在住外国人や訪日外国人にも広く周知するため、国指定の文化財を多言語で紹介するVR等のコンテンツを作成し専用Webページで公開することで、文化財の魅力を発信いたしました。主要な施策の説明については、以上でございます。なお、本日も説明いたしました決算の内容につきましては、10月に予定されております、決算審査特別委員会で審議された後に認定される予定となっております。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。広瀬委員。

○広瀬由紀委員

詳細なご説明をありがとうございます。教育委員となりまして、初めての決算の案件で、分からないので教えていただければと思います。歳出等に小学校費、中学校費というような区分で書かれていました。市内には公立の幼稚園や特別支援学校もあるかと思いますが、それらはどのような区分の費用として算入等されるのか、教えていただければと思います。

○教育総務課長

教育総務課長です。お調べいたしまして、後ほどご回答させていただいてよろしいでしょうか。

○平田史郎委員

広瀬委員、よろしゅうございますね。それでは、この質問につきまして回答は後ほどということで、それ以外に質疑はございますでしょうか。特にないようですので、報告第17号を終了いたします。

次に、報告第18号「市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の制定に関する臨時代理の報告について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

社会教育課長です。報告第18号「市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の制定に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の49ページから51ページをお願いいたします。本案件につきましては、先程ご説明いたしました報告第16号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。それでは、52ページをお願いいたします。市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明いたします。本を通じた学習及び交流の場を提供し、コミュニティの形成を促進することにより、市民等が学び続けられる環境の醸成を図るため、学習交流施設を設置することに伴い、その設置及び管理について定める必要がありますことから、「市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例」の制定につきまして、9月市議会に本議案を提出するものでございます。第2条におきまして施設の名称及び位置を規定しております。施設の名称は、「市川市学習交流施設 市本（いち

ぼん)」、設置場所は、市川市市川1丁目1番1号でございます。また、第3条におきまして本施設で行う事業を規定しております。本施設では、本を通じた学習の場や市民等の交流の場の提供に関する事業、及び本を通じた学習や交流の促進を目的とする催物の実施に関する事業を行います。その他、施設の開館時間や休館日などを規定しております。条例の施行日は、本施設の供用開始日であります令和3年11月3日でございます。市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の制定に関する臨時代理の報告についての説明は以上となります。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明について何か質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、報告第18号を終了いたします。

次に、報告第19号「学習用タブレット等の購入に関する臨時代理の報告について」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

教育センター所長です。報告第19号「学習用タブレット等の購入に関する臨時代理の報告について」、報告第16号と同様に異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答しましたのでご報告いたします。はじめに、追加報告の1ページから3ページをご覧ください。本案件は、「市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第3条の規定により、契約の承認を市議会へ提案するものです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より教育委員会に対して意見聴取があり、同法第25条第1項並びに、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が令和3年9月1日に臨時に代理し、同日付けで市長へ回答いたしましたので報告するものでございます。次に、4ページから6ページをご覧ください。本件の内容についてご説明いたします。1、件名、学習用タブレット等の購入、2、納入場所、市内13箇所、内訳、小学校、12箇所及び教育センター1箇所、3、物品名、学習用タブレット、4,000台、Webセキュリティソフト、4,000個、4、契約金額、1億3,860万円、5、契約方法、一般競争入札、6、契約相手方、市川市南八幡4丁目15番12号、株式会社コマツ、代表取締役、飯沼俊雄でございます。最後に7ページをご覧ください。本件の入札結果についてご説明いたします。令和3年8月25日、予定価格を2億5,864万円として、一般競争入札を実施いたしました。2社が入札に参加した結果、株式会社コマツが落札をしたものでございます。説明は、以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、報告第19号を終了いたします。

それでは先ほどの報告第17号での質問の回答をお願いしたいと思います。

○教育総務課長

教育総務課長です。幼稚園関係についてですが、事務移管がございまして、教育費ではなく民生費での対応という形になっております。特別支援学校関係につ

いては、こちらは様々な科目に振り分けられておりました、主に中学校費の中で取り扱いをしております。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。広瀬委員よろしゅうございますか。

○広瀬由紀委員

大丈夫です。先日、幼稚園に行く用事がありまして、その際に、たまたま幼稚園さんで自分の園で使えるパソコンをお持ちでないというようなことを聞きました。GIGAスクール構想等の話も出てきておりますので、幼稚園としても環境が整っていると、これからの幼児教育にとっても良いと思いましたので、その費用を確認させていただいた次第です。ありがとうございました。

○平田史郎委員

よろしゅうございますね。ちょっと伺いたいののですが、幼稚園の人件費というのはどちらから出されているのでしょうか。

○教育総務課長

教育総務課長です。幼稚園の人件費につきましても、民生費となっております。以上でございます。

○教育長

広瀬委員の指摘事項について、今後の市長部局や関係部署との協議等の場において、申し送り、また、伝えていただきたく、お願いいたします。

○平田史郎委員

それでは、本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。教育長お願いいたします。

○教育長

これをもちまして、令和3年9月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時25分閉会)